

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康誌診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定の事務を行う。</p> <p>①妊婦給付認定の申請、審査、応答に関する事務 ②妊婦給付認定の取消しに関する事務 ③妊婦支援給付金の支給に関する事務</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の70項及び127項 2. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表70項及び127項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42、80、95、96、125、155の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表95、96、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	竹原市 市民福祉部 健康こども未来課
②所属長の役職名	健康こども未来課長
6. 他の評価実施機関	

6. 他の計画実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市役所総務部総務課行政係 電話 0846-22-7719 ファックス 0846-22-8579 Email soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央三丁目14番1号 竹原市役所市民福祉部健康こども未来課こども家庭支援係 電話 0846-22-7160 ファックス 0846-22-7158 Email kenkou@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分にしている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底すること等、竹原市特定個人情報等管理要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	表紙-公表日	令和3年10月1日	令和7年1月10日	事前	
令和7年1月10日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1の49項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和7年1月10日	I-4 ②	番号法第10条第8号 別表第二(情報提供事務) 26. 56の2. 69の2. 87項(情報提供事務) 69の2. 70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報提供の命令 情報提供事務) 第19条. 第30条. 第38条の3. 第44条(情報提供事務) 第38条の3. 第39条 上記. 番号法別表第二における情報提供および情報提供の提供した各項目における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項	【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表4. 59. 95. 96. 125の項 【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表4. 59の項	事後	
令和7年1月10日	I-5 ①	市民福祉部 健康福祉課	竹田市 市民福祉部 健康こども未来課	事後	
令和7年1月10日	I-5 ②	健康福祉課長	健康こども未来課長	事後	
令和7年1月10日	I-7	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹田市中央三丁目1番35号 電話 0846(0)22-7719 FAX(0846)22-8579 Eメール soumu@city.takahara.lg.jp	総務番号 725-8666 広島県竹田市中央三丁目6番28号 竹田市役所総務部総務課行政係 電話 0846-22-7719 ファックス 0846-22-8579 Email soumu@city.takahara.lg.jp	事後	
令和7年1月10日	I-8	市民福祉部 健康福祉課 健康対策係 広島県竹田市中央三丁目14番1号 電話 0846(0)22-7157 FAX(0846)22-7158 Eメール kenkou@city.takahara.lg.jp	健康番号 725-8666 広島県竹田市中央三丁目14番1号 竹田市役所市民福祉部健康こども未来課こども未来課係 電話 0846-22-7160 ファックス 0846-22-7158 Email kenkou@city.takahara.lg.jp	事後	
令和7年1月10日	II-1	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月10日	II-2	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月10日	IV-8		十分である 判断の根拠「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る総務が4494ライン」の留意事項等を遵守している。	事後	
令和7年1月10日	IV-11		⑧ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分かつ十分である 判断の根拠「7か7か情報の共有者は、ID、パスワード等を適切に管理すること、最終時のログアウトを徹底すること等、竹田市特定個人情報等管理委員会が特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策等を講じているため。	事後	
令和7年1月10日	表紙-公表日	令和7年1月10日	令和8年2月20日	事前	
令和7年1月10日	I-1 ②	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導、健康診査等、母体並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に依り、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けること の勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠産婦の訪問指導の実施又は診察を受けること の勧奨 ⑦産後ケアの届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧産後ケアの訪問指導の実施 ⑨産後ケアの給付又は費用徴収に関する事務 の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報提供機関と連携し、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導、健康診査等、母体並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に依り、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けること の勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠産婦の訪問指導の実施又は診察を受けること の勧奨 ⑦産後ケアの届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧産後ケアの給付又は費用徴収に関する事務 の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 子ども子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定の事務を行う。 ①妊婦給付認定の申請、審査、応答に関する事務 ②妊婦給付認定の取扱いに関する事務 ③妊婦給付金の支給に関する事務 なお、これらの事項に関して、番号法別表第二	事前	
令和7年1月10日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の70の項及び別表の70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条及び第41条	事後	
令和7年1月10日	I-4 ②	【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表4. 59. 95. 96. 125の項 【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表4. 59. 95. 96. 125の項	【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 別表70の項及び127の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42. 80. 85. 95. 155の項 【情報提供の提供】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表35. 95. 155の項	事後	
令和7年1月10日	II-1	令和6年12月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年1月10日	II-2	令和6年12月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	